

各 位 殿

「買ったたきは法令違反です！」リーフレット送付について

経済産業省中小企業庁
事業環境部取引課

前略 日頃、中小企業行政とりわけ下請中小企業対策に対するご理解、ご支援に対しまして感謝申し上げます。

近時における急激な原油・原材料価格の高騰（以下「原油等価格高騰」という。）のため、十分な価格転嫁を行うことが難しい下請事業者をはじめとする中小企業は厳しい経営環境に置かれています。こうした状況の下、経済産業省としては、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）の厳格な運用等を通じ、中小企業の事業環境の整備に努めているところであります。

しかしながら、依然として、下請事業者からは、原油等価格高騰によるコストアップを十分に転嫁できない、買ったたかれているという声が随所から聞こえるところであります。

他方、下請代金法第4条第1項第5号における「買ったたき」に該当するか否かが分かりづらいとの御意見があることから、経済産業省としては、原油等価格高騰に係る下請中小企業対策の一環として、平成20年8月29日付けで、「買ったたき」の具体的内容を明示した「原油・原材料価格の高騰時における買ったたきの具体的内容の明示について」を関係業界団体等に発出したところであります。

今般、これに加え、さらに分かりやすい「買ったたきは法令違反です！」というリーフレットを作成しました。

つきましては、下請代金法の遵守、相談対応等における参考としてお送りさせていただきますのでご査収の程、よろしく申し上げます。

◆ お問い合わせ先 ◆

経済産業省中小企業庁事業環境部取引課 松本、渡辺

電話 03-3501-1669（直通）

原油・原材料価格高騰に係る下請中小企業対策の実施について

URL <http://www.meti.go.jp/press/20080829010/20080829010.html>